

茨城県議会と国立大学法人茨城大学との相互連携・協力に関する包括協定書

茨城県議会（以下「甲」という。）と国立大学法人茨城大学（以下「乙」という。）とは、次により相互連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は運用に当たり疑義が生じた事項について
は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自そ
の1通を保有する。

（目的）

第1条 本協定は、二元代表制の一翼を担い、県民の代表として多様な意見を
集約し県の意思決定を行う甲と、地域創生の知の拠点として、特色ある教育・
研究と人材育成に取り組む乙が、相互の密接な連携と協力により地域の課題
に迅速かつ適切に対応するとともに、活力と魅力に溢れる地域づくりや本県
の将来を担う人材の育成に資することを目的とする。

令和2年9月24日

甲 茨城県議会議長

森田 俊介



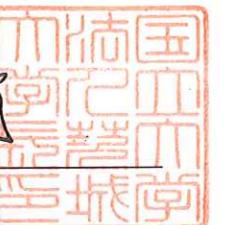
（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携
協力するものとする。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること
- (2) 乙の人材育成及び教育・研究に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

乙 国立大学法人茨城大学長

太田 寛行



（経費の負担）

第3条 第2条に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、個別事業
ごとに甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。
2 前項の期間満了日の3月前までに、甲と乙いずれからも別段の意思表示
がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。